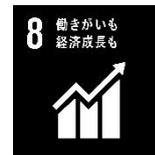




新型コロナウイルス感染症対策 関連情報

「郡山市新型コロナウイルス緊急支援給付金【第2弾】」及び
「郡山市テレワーク等推進補助金」の受け付けをしています



ターゲット 8.3

令和3年10月12日

郡山市産業観光部

産業政策課

担当：石澤 哲夫

TEL：924-2251

SDGs ターゲット 8.3 「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進する」

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している事業者等を対象に、事業の継続及び雇用の維持を図る「中小企業等応援プロジェクト 2021」のさらなる充実を図るため、以下の支援制度について受付を開始しました。

1 郡山市新型コロナウイルス感染症緊急支援給付金【第2弾】

コロナ禍による売上減少事業者への家賃や水道光熱費等の固定費支援について、「まん延防止等重点措置適用」等の状況も踏まえ、特に直接的影響が大きい宿泊業・飲食サービス業等の事業者に対する支援を継続します。

2 郡山市テレワーク等推進補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続、並びにデータやデジタル技術を活用した生産性向上・DX推進等につながる取組みを支援します。

新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金【第2弾】

事業内容

2021.10.11

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたことにより売上が減少した事業者、特に直接的な影響が大きい宿泊業・飲食サービス業等の事業者に対する支援を継続して実施します。

給付対象者・給付額

《対象者》下記の(1)～(3)のいずれかの者



(1) 市内に事業所がある宿泊業・飲食サービス業

(2) 宿泊業・飲食サービス業と直接又は間接の取引がある市内の事業者

(例：飲食店への卸売業者、生産者(農業、漁業等)、飲食料品製造者(酒造、食品加工事業者等)、飲食店消耗品製造業者(割り箸、おしぼり業者等)、飲食店向けサービス提供者(機材リース、クリーニング等)など)

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の直接的な影響を受けたことにより売上が減少した市内の事業者

(例：旅客運送事業者(タクシー、運転代行等)、対人サービス事業者(イベント事業者、理美容店、クリーニング店、マッサージ店、接客業務受託、コンパニオン・芸妓派遣)など)

《給付の条件》下記の①～③全てに該当すること

- ① 2021年7月～2021年12月までの連続する3か月間の売上高の総額が2018年から2020年の同期比の売上高と比較して、15%以上売上減少していること。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 2020(令和2)年10月以前から事業により事業収入を得、2021(令和3)年10月1日現在、市内に事業所、店舗等を有し、今後も事業を継続する意思があること。

| | | 売上減少率(※1) | |
|-------------------------|-----------------|------------|-------|
| | | 15%以上50%未満 | 50%以上 |
| 市内で使用 収益する店 舗等の状況 | 賃借なし | 10万円 | 20万円 |
| | 1箇所のみ 賃借(※2) | 20万円 | 30万円 |
| | 複数箇所賃借 (※2) | 30万円 | 40万円 |

(※1) 15%以上50%未満の売上減少率で、給付金を受けた方が、さらに50%以上に売上減少率が上昇した場合は、追加給付(10万円)の変更申請をすることができます。

(※2) 転貸(又貸し)を目的とした取引、賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引(自己取引)、賃貸契約の賃貸人と賃借人が配偶者または一親等以内の取引(親族間取引)は除きます。

申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市役所への来庁を極力控え、オンライン申請または郵送での申請にご協力ください。

《オンライン申請の場合》

- ◆法人の場合：<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202100356>
- ◆個人の場合：<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202100360>

《郵送の場合》

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市役所 中小企業等応援プロジェクト 行

《申請期間》 2022年2月10日（木）まで（当日消印有効）

提出書類

1. 新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金申請書(第1号様式)

2. 売上げに関する書類

- ①売上げ比較期間の属する2018年から2020年のいずれかの確定申告書別表一の控え（收受日付印が押印されているか受付日時が印字されていること）
- ②受信通知（e-Taxで申告している場合のみ）
- ③申請にもちいる売上げ減った期間の売上台帳など
- ④法人の場合：売上げ比較期間の属する法人事業概況説明書の控えの写し(両面)
個人事業者の場合：月別売上の記入のある2018年から2020年のいずれかの所得税青色申告決算書の控えの写し(1・2ページ)
(白色申告の場合は、確定申告別表一の控えのみ)

3. 賃貸借契約書等の写し（※）

（契約期間に令和3年9月30日及び申請日が含まれるもの）

4. 給付金の振込先となる金融機関の通帳の写し

5. 個人事業者の場合：本人確認書類の写し

（業務委託等による事業収入（主たる収入）を雑所得・給与所得で確定申告した方は、別途、業務委託等の契約等がわかる書類・国民健康保険証の写しが必要）

※事業の用に供する市内の建物等について賃貸借契約等をしている方で、給付金の加算を受ける場合に提出してください。白色申告をしている個人事業者の場合は、收支内訳書も提出してください。

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 新型コロナ 事業者支援

問い合わせ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト
フリーダイヤル：0800-800-5363（平日8：30～17：15）



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加からID検索【@881zlyyl】またはQRコードで登録
お願いします！



郡山市テレワーク等推進補助金

事業概要

R3.10.11

第三次募集：令和3年10月11日（月）～10月25日（月）午後5時

正式に補助金申請する前に、テレワーク環境整備又はデジタル技術を活用した取組みの計画を確認させていただきますので、上記募集期間内に、市公式ウェブサイトに掲載している「かんたん電子申請」の方法により「事前相談票」をご提出ください。

※補助金を申請する前に、事前相談票（様式は市公式ウェブサイトに掲載）の提出が必要になります。

※申し込み件数が予定件数に達した場合、募集期間の途中であっても締め切ることがあります。

※予算に限りがありますので、申し込み状況等は事前にお問い合わせください。

※第四次募集がある場合は、市公式ウェブサイトでお知らせいたします。

《事業内容》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続並びに非接触型ビジネスモデルへの対応等による従業員の働き方改革の推進のため、市内事業者等及び支援機関に対し、テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した取組みに要した経費を補助します。

《補助対象期間》

令和3年4月1日～令和4年1月31日

※正式な補助金申請の申請期限は令和4年3月31日まで（当日消印有効）

補助対象者・補助額

《補助対象者》

郡山市内に主たる事業所を有し、事業を営む事業者等（※1）又は支援機関（※2）で、次のすべての要件を満たす方

- ・常時雇用する従業員（雇用保険に加入）を2名以上雇用していること。
- ・テレワーク環境整備の場合は、30日以上にわたりテレワークを実施したこと。
- ・資本金又は出資金が10億円未満であること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・本補助金に係る補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。

（※1）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）を含む。

（※2）商工会議所、商工会、NPO法人、及び一般社団法人等のうち、緊急時においても事業者等の事業継続を支援する団体。

《補助対象経費 ※消費税は補助対象外》

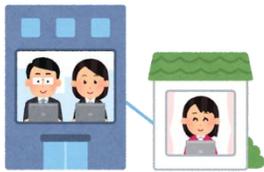
テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した取組みに必要な機器購入費、システム使用料、研修会費用、コンサル料、委託費等

※パソコン・タブレットの購入費用も補助対象

《補助額》

対象経費の2/3（千円未満切り捨て）※上限30万円

補助金活用例



テレワーク環境整備



会計システム導入による
経理時間削減



オンライン展示会等
の出席



キャッシュレス決済
システムの導入



クラウド活用による
業務効率化



RPAによる定型業務
の自動化



ECサイト構築による
ネット販売事業への転換



QRコードを使った
在庫管理の効率化 など…

申請書類

「**かんたん電子申請**」による**事前相談票**を提出したうえで、30日以上テレワーク又はデジタル技術を活用した取組み等実施後に申請してください。

※ (1) ~ (5) の様式は市公式ウェブサイトに掲載

- (1) 補助金等交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業内容書 (第2号様式又は第3号様式)
- (3) 支出内訳書 (第4号様式)
- (4) 同意書兼誓約書 (第5号様式)
- (5) 郡山市に対し事前相談を行った内容が確認できる書類
- (6) 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し
- (7) 個人事業主にあっては、開業届又は直近の確定申告書の写し
- (8) 対象経費の内訳がわかる書類及び領収証書の写し等
- (9) テレワーク等の取組み内容がわかる書類
- (10) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し (金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- (11) 国又は地方公共団体からの補助を受けている場合にあっては、対象事業及び経費がわかる書類 (補助金交付決定通知書等)

《申請時の郵送先》
〒963-8601
郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市産業政策課 行
(当日消印有効)

かんたん電子申請もこちらから

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 テレワーク等推進補助金

問い合わせ先：郡山市 産業政策課 TEL：024-924-2251



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から
ID検索【@881zlyyl】
またはQRコードで登録
お願いします!

